主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、第一は、憲法三七条一項違反をいうが、実質は、単なる法令違反の主張であり、第二は、憲法三七条三項違反をいうが、被疑者を移監しても、弁護人の防禦活動が所論のように不可能になるとはいえないから、所論違憲の主張は、前提を欠き、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない(なお、被疑者の移監に対する裁判官の同意は、刑訴法四二九条一項二号の裁判にあたる。)。よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年一一月一二日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 下
 田
 武
 三

 裁判官
 岩
 田
 誠

 裁判官
 岸
 盛